

米子市ハラスメント防止方針

米子市長 伊木 隆司

1 基本方針・理念

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を阻害し、米子市にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に甚大な影響を与える重大な問題です。

米子市は、すべての職員が互いに尊重し合い、安心して全力を発揮できる良好な勤務環境を確保するため、あらゆるハラスメントの防止と根絶に全力で取り組むことを宣言します。

2 禁止対象となるハラスメント行為

米子市は、次に掲げるハラスメント行為を一切許しません。また、米子市職員以外の者（他団体の職員、市民、事業者等）に対しても、これに類する行為を行ってはなりません。

(1) パワーハラスメント

※ 職務上の優越的な関係を背景として行われる以下の行為を指します。

- ① 身体的な攻撃：暴行・傷害等
- ② 精神的な攻撃：脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等を行うこと
- ③ 人間関係からの切り離し：隔離・仲間外し・無視等を行うこと
- ④ 過大な要求：業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと
- ⑤ 過小な要求：業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ⑥ 個の侵害：私的なことに過度に立ち入ること

(2) セクシュアルハラスメント

求職活動等（本市が実施する採用活動、就職説明会、インターンシップ等）における SNS やオンライン上での行為、及び求職者等（本市への任用を希望する者、インターンシップ参加者、実習生等）に対する行為を含みます。

- ⑦ 身体への不必要な接触
- ⑧ 性的な冗談、からかい、質問
- ⑨ 性的な噂の流布
- ⑩ 交際、性的な関係の強要
- ⑪ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑫ 性的な言動に対して拒否等を行った職員等（求職者等を含む）に対する不利益取扱い
- ⑬ 性的な言動により職員等（求職者等を含む）の就業（求職活動等）の意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑭ その他職員等（求職者等を含む）に不快感を与える性的な言動

※ ⑦～⑭については、異性に対する行為だけでなく同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればハラスメントに該当します。

(3) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

- ⑮ 部下又は同僚による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ⑯ 部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ⑰ 部下又は同僚が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等
- ⑱ 部下による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
- ⑲ 部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する行為
- ⑳ その他人格又は尊厳を著しく害し、個人の不利益又は勤労意欲の低下をもたらす不適切な言動

(4) カスタマーハラスメント

米子市は、市民や事業者等からの要求や言動のうち、妥当性を欠く要求や著しく不適切な言動・暴力等(カスタマーハラスメント)からも職員の安全と尊厳を守ります。職員に対して不当な要求やハラスメント行為が行われた場合は、組織として毅然とした態度で対応します。

3 方針の適用範囲

本方針の対象は、定数内職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員等、米子市において働いているすべての職員です。また、職員が求職者等に対して行うセクシュアルハラスメントについても本方針を厳格に適用します。

4 相談窓口及び対応体制

職場におけるハラスメントに関する相談(苦情を含む)窓口は以下のとおりです。

電話、メールでの相談も受け付けていますので、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

窓口名称	担当・連絡先	備考・対象
職員課	内線(本庁)5342 / 外線 23-5342 Email: harassment@city.yonago.lg.jp	全般的なハラスメント相談を受け付けます。
人権・男女共同 参画課	内線 61-13-250 / 外線 23-5250 Email: sexual-harassment@city.yonago.lg.jp	主にセクシュアルハラスメントに関する相談を受け付けます。
米子市公平委 員会	米子市監査委員事務局内 内線 5316 / 外線 23-5316	公平な第三者機関としての対応を行います。
職場の上司	各部署の管理監督者	日常の不快な言動や初期的な相談に対応します。
外部相談窓口	(一社)日本産業カウンセラー協会中国支部 広島相談室 予約電話 082-209-8828	全般的なハラスメント相談を受け付けます。

相談には公平・適切に対応し、事実関係の調査を行った上で、ハラスメントの事実が確認された場合には米子市職員の懲戒処分に関する指針等に基づき厳格な懲戒処分を行います。

また、相談者のプライバシーや秘密は厳重に保護されますので、安心してご相談ください。

5 相談者及び協力者の保護

ハラスメントの相談を行ったこと、又は事実関係の調査・確認に協力したことを理由として、該当職員に対して人事評価上の不利益やその他の不利益な取扱いを行うことは一切禁止します。